

## 期間業務職員の募集について

内閣府大臣官房政府広報室では、期間業務職員の募集を行います。

### 1. 採用予定官職

期間業務職員(大臣官房政府広報室)

※非正規雇用

### 2. 業務内容

政府広報室では以下のような業務を行っています。

- 政府の重要施策について、その必要性、内容等を広く国内外に発信するためのマスメディアやインターネット等を活用した政府広報の実施
- 国民の意識や政府の施策に関する意見・要望を把握するための広聴活動としての世論調査の実施

### 3. 職務内容

国際関係業務及び一般事務

- 英文資料等の作成及び翻訳
- 旅費及び福利厚生関係事務、資料作成、各種文書ファイル整理、資料発送
- 関係部署との連絡調整、その他庶務的業務、常勤職員の補助
- 簡単な清掃など

※なお、組織の業務の都合又は本人の適正により、任期の途中で配属先を変更する場合があります。

### 4. 募集人数

1名

### 5. 募集対象

- (1) 高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方
- (2) 基礎的なPC操作が可能な方(Word、Excel 等)
- (3) 実用英語技能検定準1級以上、TOEIC(L&R)785 点以上又は CEFR で B2 相当以上の英語の語学力を有する者
- (4) 英語による資料作成又は翻訳の経験があること

なお、以下に該当する方は、今回の募集に応募できません。

○日本国籍を有しない者

○国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者

○平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

#### 6. 採用予定日、雇用期間

##### (1) 採用予定日

令和7年4月1日(予定)

##### (2) 雇用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(採用後、1ヶ月間は条件付採用期間)

※勤務成績が良好で一定の条件を満たした場合、再採用されることもあります。

#### 7. 給与

##### (1) 日給 10,490円～13,330円(学歴・職歴等を考慮の上決定)

※上記の金額は、法律等の改正及び施行に伴って変更する場合があります。

##### (2) 支払日

原則毎月16日(給与期間(月の初日から末日まで)の勤務実績に基づき、翌月の16日に支給)

##### (3) 諸手当

通勤手当(給与法及び人事院規則等の規定により算定した額を支給、定期券にあつては原則として6箇月定期券分を支給、マイカー通勤不可)、  
住居手当(支給条件に該当する方のみ。毎月の家賃額に応じて28,000円以内)

##### (4) 超過勤務手当

実績に応じて超過勤務手当が支給されます。

##### (5) 賞与

一定の条件を満たした場合、賞与が支給されます。(年2回(6月及び12月))

#### 8. 退職手当

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。

#### 9. 加入保険等

国家公務員共済組合制度(短期給付)、厚生年金保険、雇用保険に加入。

※国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。

また、再採用により一定条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は国家公務員共済組合制度(長期給付)への加入に切り替わります。

## 10. 身分・服務

国家公務員法を適用(非常勤職員)

## 11. 勤務条件

### (1) 勤務時間

原則として午前8時30分～午後5時15分(正午から午後1時までの60分間は休憩時間)(土、日、休日を除く。必要に応じて超過勤務あり。)

### (2) 休 暇

年次休暇10日(一定の条件を満たした場合、採用から半年経過後に付与。再採用時に繰越可。)

夏季特別休暇3日間(7～9月の間に取得可能)

## 12. 勤務地

内閣府大臣官房政府広報室(東京都千代田区永田町1-6-1)



## 13. 応募方法

### (1) 提出書類

履歴書(市販のもので可、写真貼付)

職務経歴書(過去どのような業務をしていたのかわかるもの)

上記5.(3)の資格を有する証明書(写)

### (2) 提出方法

郵送(封筒の表面に、赤色で「期間業務職員応募書類在中」と記載)

### (3) 提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府大臣官房政府広報室 総務担当

(4) 提出締切り

令和7年1月31日(金)必着

※選考は、応募書類が到着し次第順次行い、採用内定者が決定し次第、締切りとさせていただきます。

14. 選考方法

1次選考:書類審査

2次選考:面接(書類審査(1次選考)の上、面接(2次選考)を行うこととなった方のみ、2次選考の日時、場所等をご連絡させていただきます。)

※応募書類は、原則返却いたしません。選考のみに使用し、使用後は責任を持って破棄いたします。

※採用後はマイナンバーカードを職員身分証として使用しますので、未取得の方は、予めマイナンバーカード取得の手続きをしていただくこととなります。

※2次選考において、英文を用いて、英語の能力について確認を行う場合があります。

15. 問合せ先

内閣府大臣官房政府広報室 総務担当 曾根、佐久間

電話 03-3581-0409